

平成 17 年度常設展（後期）
展 観 目 録

ゼツケル文庫



期間：平成 17 年 11 月～平成 18 年 3 月
会場：本館エントランスホール展示コーナー

東北大学附属図書館

ゼッケル文庫

30 年間ベルリン大学の教職にあり、総長としても令名のあったエミール・ゼッケル (Emil Seckel; 1864-1924) の旧蔵書 7,380 冊からなるコレクションである。

ゼッケルはハイデルベルク近郊ノイエンハイムに生まれ、チュービンゲン大学とライプツィヒ大学において法学を学び、いったんは実務修習生として司法実務に携わったが、研究への情熱やみがたく在野の法学者としてヨーロッパ各地を遍歴して精力的に法史料を収集した。その後、教授資格を取得してベルリン大学に奉職し、終生「ローマ法の中世的発展」を研究テーマとした。サヴィニー、ヴィントシャイトなどと並び、歴史法学派に属する法学者である。そのため、遺文庫でも 16 世紀に始まり現代にいたるまでのローマ法、教会法、ドイツ法にかんする文献が多数を占めているが、民法・刑法・行政法・政治学などにかんする文献も少なからず集められているのは、ゼッケルがたんに歴史法学派の法実証主義には飽きたらず、現行民法上の改善にも大いなる関心を抱いていたことを証している。ゼッケルの名は「形成権」概念の提唱者あるいは『ホイマン＝ゼッケル』法史料事典の編纂者としても広く知られている。

その文庫の立派であることは生前から自慢の種であり、死後はこれをドイツの国立図書館に売るか、イギリスならばケンブリッジ、アメリカならばハーバードに売るよう夫人に依頼したというが、遺言執行人テオドール・キップ教授の口添えと東北帝国大学法文学部教授・栗生武夫らの尽力により大正 15 年 (1926) に本学に受入が決まった。目録の完成した昭和 10 年 (1935) から閲覧が可能になったが、約 1 万点といわれた小冊子類は昭和 20 年に製本のため館外にあったところを空襲により焼失した。

16世紀の蔵書

ゼッケル文庫中の最初期の蔵書は 1502 年の刊本であり、これを含めて 16 世紀に刊行されたものは 74 点 129 冊を数える。これらはすべて貴重図書に指定されている。

内容としては、主として中世ローマ法＝カノン法学にかかわり、およそ半数が、12－14 世紀を代表する註釈学派・註解学派にかんする文献である。これに加えて、ローマ法継受のさいのいわゆる「通俗文献」としての訴訟手引書なども散見される。なお雌狼の乳房に養われるロムルスとレムスの意匠をあしらった見返しの蔵書票は、本学法文学部教授・勝本正晃の手になるものである。

1. ブラント『訴訟鑑』

Brant, Sebastian, 1458-1521, ed.

Der richterlich Clagspiegel. — [gedruckt zu Strassburg, 1518]. (VI,A14-2/4)

ブラントは、『愚者の船』(Das Narrenschiff, 1494) の作者として知られるドイツの作家であり法学者である。シュトラスブルクに生まれ、その後、同市の法律顧問、帝室裁判所陪席判事などを務めた。「訴訟鑑」とは、ローマ法教育を受けていない裁判官や判決発見人のための実用書、訴訟手引書であり、16 世紀の法学文献のタイプの 1 つである。本書の扉にある、「我ラテンの舌もてドイツ語を語る。ゆえにしかと気をつけられよ」という警句は、ドイツにおけるローマ法継受の困難や危うさをも示して興味深い。

2. プラケンティーンヌス『著作集』

Placentinus, Petrus, d.1192.

Svmma a Placentino legvm interprete excellentissimo, ante 400. Ferme annos conscripta, et nvnc primvm in lvcem aedita. — Mogvntiae, 1536. (VI,D2-4/98)

プラテンティーンヌスはイタリアのピアチェンツァに生まれ、ロンカリア帝国会議(1158 年)に法律顧問として登場する「四博士」の後に活躍した最も初期の註釈学派である。主にボローニャ大学で教えたが、その後南フランスのモンペリエに移ったことでイタリアの法学がフランスに受け継がれたといわれる。なお、ラテン名のプラケンティーンヌスはピアチェンツァ生まれの、という意味である。

3. アーゾ『著作集』

Azo of Bologna, d.ca.1230.

Summa Azonis. Svmma Pervtilis Excellentissimi iuris monarchae domini Azonis nuperrime maxima diligentia castigata. — Lvgdvni, 1540. (VI,D2-4/7)

アーゾは、註釈学派の最高峰をなす法学者であり、その著書『勅法彙纂・法学提要集成』(Summa Codicis et Institutionum) は法学者必携の書とされ、「アーゾを持たぬ者は法廷に入るべからず」と言われたほどであった。その学問は 13 世紀末から 14 世紀にかけてのキーンヌス、バルトルス、バルドゥスら註解学派に受け継がれた。

4. バルトルス『著作集』

Bartolus de Saxoferrato, 1314-1357.

A Juriscon. Coryphaei Bartoli A Saxoferr. Opera quae nunc extant omnia: excellentiss I.C. tam Veterum quam Recentiorum additionibus eruditissimis illustrata, & quasi nova facta... — Basileae, 1589. (VI,D2-1/20)

バルトルスは註解学派に属する中世イタリア最大の法学者である。ボローニャ、ピサ、ペルージャの各大学で法学を教授した。註解学派はその活動から「助言学派」とも呼ばれ、またバルトルスの名にちなんで、「バルトルスト」とも称された。註解学派の活動は13世紀半ばから16世紀初めに至る。文庫中には、それに応じて同学派の文献が非常に幅広く収蔵されており、ゼッケルの同学派の展開にたいする関心の高さを暗示している。

5. バルドゥス『助言あるいは返答の書』

Baldus de Ubaldis, 1327-1400.

Consiliorum, sive responsorum, D. Baldi Vbaldis pervsini ivrisconsvlti clarissimi, omnium concessu doctissimi pariter et acutissimi, Volumen Primun. Legum studiosis, ac omnibus in foro versantibus maxime necessarium. — Impressum Francof. ad. Moen., 1589. (VI,D2-1/18)

バルドゥスはペルージャに生まれ、ボローニャ、ペルージャ、フィレンツェ、パヴィアの各大学でローマ法、カノン法を教えた。バルトルスの弟子であったが、年齢が近いこともあって、互いを競争相手とみなしていたともいわれる。早熟の天才児であり、すでに少年のころ議論でバルトルスを窮地に立たせたという言い伝えもある。弟子にはのちに教皇グレゴリウス十一世となるペトルス・ベルフォルテがいた。バルドゥスは生涯におよそ3000以上の助言（鑑定）を行ったといわれ、その多くが本書に収録されている。

17・18世紀の蔵書

これに続き、文庫中の17世紀の刊行書は40点47冊、そして18世紀のそれは62点96冊と、合計102点143冊が確認される。言語別にみるとラテン語とドイツ語が大半を占めるが、ドイツ法学だけでなく同時代のフランス法学にも十分に目配りしており、註釈学派の後継として知られるクヤキウスやゴットフレドゥスなどフランスの「復古学派」の文献をよく集めている。ドイツ法学にかんしても、カルプツォフの「実務慣例集」など、いわゆる学識法曹の法実践の書を見ることができる。

1. クヤキウス『著作集』

Cujacius, Jacobus (Cujas, Jaques), 1522-1590.

Opera omnia. — Neapoli, 1758. (VI,D 2-1/35)

フランス・トゥールーズに生まれたクヤキウス（クジャス）は復古学派最大の法史学者として知られ、同時代にはドネルス、ゴットフレドゥスらも活躍した。6世紀に『ユースティニアヌス法典』が編まれるさい古典ローマ法を当時の現状に適合させるための修正

・加筆（interpolatio）が行われたが、クヤキウスはこのインテルポラティーオー研究の先駆者とみなされ、ローマ法の研究をこれまでの「註釈」的手法から歴史的・科学的研究の水準へと押し上げたといわれる。本書は全 11 巻からなる著作集のナポリ版である。

2. ゴトフレードゥス『ローマ法大全』

Dionysius Gothofredus (Godefroy, Denis), 1549-1622.

Corpus juris civilis. In quatuor Partes distinctum, Dionysio Gothofredo JC. auctore, cui appendicis et auctarii loco, aliquot, quae prioribus hujus formae editionibus defuerunt, adjecta sunt... — Francofurti ad Moenum, 1688. (VI,D2-2/31)

ゴトフレードゥス（ゴドフロワ）は父子ともに復古学派に属し、とくに父の著作『ローマ法大全』は 1583 年にジュネーヴで刊行されて以来、20 版を重ねる、いわば古典的作品となった。純粋なローマ法すなわち真性のローマ法テキストに迫るため、本書では本文テキストの周辺の余白にさまざまな写本の異同や修正のための提案が施されている。なお『ユースティニアヌス法典』の名称に対し、これを Corpus juris civilis（市民法大全、ローマ法大全）と呼んだのはゴトフレードゥスが最初である。

3. カルプツォフ『ザクセン帝国裁判所刑事訴訟実務慣例集』

Carpzov, Benedict, 1595-1666.

Practicae novae imperialis saxonicae rerum criminalium. pars 1. — Francofurti a. M., 1758. (VI,D2-9/2)

ドイツでは 15 世紀半ば以降にローマ法の「包括的継受」が進行するが、これにはとくに、ローマ法とカノン法をもって裁判を行うよう定めた 1495 年の帝室裁判所令がその決定的な推進力となった。これに奉仕したのが諸都市の法律顧問、諸侯国家の行政官僚・宮廷裁判所裁判官として活動を始めた、いわゆる学識法曹であった。ライプツィヒで活動したカルプツォフもまたそのような法曹であり、そこでの刑事訴訟手続をまとめた本書は、ザクセンの法領域を超えて 18 世紀半ばまで影響力をもった（初版は 1635 年刊）。

4. モンテスキュー『法の精神』

[Montesquieu, Charles-Louis de Secondat], 1689-1755.

De l'esprit des loix... Nouvelle edition. tom.1-3. — Geneve, 1749. (VI,C5/2)

『法の精神』初版は作者匿名で 1748 年 10 月にジュネーヴで刊行されたが、1750 年のパリ・ユアール版に至るまでの 1 年あまりのうちに 22 種類の版を数えた。その理由は初版が 70 部足らずしかフランス国内に輸入されなかったことと、当局が国内での印刷を許可せず偽版を黙認したという事情にもよるが、モンテスキュー自身も偽版の制作にかかわっていたといわれる。ゼッケル文庫中の『法の精神』はむろん正版で、ジュネーヴで印刷された改装新版であり、略標題紙上の銘句「母なくして生まれた子」も維持された、初版に最も近いものである。

5. ティボー『ローマ法の論理的解釈論』

Thibaut, Anton Friedrich Justus, 1772-1840.

Theorie der logischen Auslegung des römischen Rechts. — Altona, 1799. (VI,A4-2/283)

歴史法学派はそもそも当時のハイデルベルク大学教授ティボーが 1814 年に、理性法理念にもとづいた全ドイツ的統一法典編纂を提案したことにベルリン大学教授サヴィニーが反対の論陣を張ったことに端を発する。法は発達するものであり決して制作するものでないと考えたサヴィニーは浩瀚な『中世におけるローマ法の歴史』を著した。サヴィニーの学問的直系を自認するゼッケルは、しかしこれをなお不満として全面改訂を計画したが果たせなかった。本書は、ティボーがまだキール大学の員外教授であったときに著したものであるが、すでに自然法に基礎をおいた法的思考を明確に示している。

19・20世紀の蔵書

残りのおよそ 2000 点近い刊本が 19・20 世紀に属するものである。ゼッケルの特色は、「少なく書いて多く読み、急いで組織を立てずに丹念によく穿鑿した点にあった」と栗生は言い、「まさに勤勉なミツバチのように」その一生はひたすら研究に捧げられたのだと言った。1924 年の刊本が数冊残されていることも、死の床ですら収集を止めなかった執念を暗示している。突然の発病により自説の体系化に至らなかったとはいえ、この中には MGH（モヌメンタ）で校訂編纂を手がけていた「ベネディクトゥス・レウィタ」にかんする寄稿論文や、ゼッケルが批判的に継承しようとしたサヴィニー、そして多数の自著などが含まれる。

1. サヴィニー『中世におけるローマ法の歴史』

Savigny, Friedrich Carl von, 1779-1861.

Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter. Bd. 1-6. — Heidelberg, 1815-1831.

(VI,A 4-2/240)

歴史法学派を樹立したサヴィニーの代表的著作であり、叙述に問題がなくはないが、今なおこれを超えるもののない不朽の名作である。しかしゼッケルの同僚であったハイマン教授はその追悼の中で、「サヴィニー以来ゼッケルほど中世の法律学を征服した人はいなかった。否、中世の古記録に通暁していたことはサヴィニーを凌駕するといっても過言ではあるまい。かれはあたかも中世のボローニャ大学かパリ大学にでも学んだかのように中世の大学の研究ぶりを知っていた」と述べ、それにより栗生に「与うるに時日をもってすれば、きっとサヴィニーの研究を顛覆し去ったかもしれない」と言わしめている。

2. ゼッケル『中世両法史論集』

Seckel, Emil, 1864-1924.

Beiträge zur Geschichte beider Rechte im Mittelalter. Bd.1. — Tübingen, 1898. (VI,A 4-1/19)

ゼッケルがベルリン大学で私講師から員外教授（助教授）に昇任したときに刊行した最初の論集の第 1 巻。副題には「ローマ＝カノン法の通俗文献の歴史」とあり、両法とはこ

のローマ＝カノン法を指す。ゼッケルはの中で 251 点もの手写本を分析し、そこから近世の法学文献の真の起源を明らかにした。この論集はすでにチュービンゲン時代から構想されており、続刊を期していたがMGHの編纂が多忙を極めたことと大戦の勃発で第2巻以降は未完に終わっている。

3. 『ホイマン＝ゼッケル・ローマ法史料事典』

Heumann, Hermann Gottlieb, 1812-1866.

Heumanns Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts. 9. Aufl. neu bearb. v. E. Seckel. — Jena, 1907. (VI,A 4-2/120)

『ホイマン・市民法大全事典』の第8版からの改編新版である。ゼッケルは書店の要請により、正教授に昇任した翌年の1902年からすでにこの編纂作業に取りかかっていたが、第8版刊行からまだ数年しか経っておらず、当初は、あまり性急な改編は事典としてふさわしくないのではないかとの思いもあったらしい。しかし作業の済んだ項目から順に数回にわたって印刷に付され、およそ6年をかけて1907年に完成された。1971年に第11版が刊行されており、今なおローマ法研究者のための最も権威ある事典の一つである。

4. ゼッケル「ベネディクトゥス・レウィタ研究」

Seckel, Emil, 1864-1924.

Studien zu Benedictus Levita. VIII (Studie VIII, T.1) in: Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichteskunde zur Beforderung einer Gesamtausgabe der Quellenschriften deutscher Geschichten des Mittelalters. Bd. 39, 2(1914). S. 329-431. (I,H3/N4)

9世紀半ばの「ベネディクトゥス・レウィタ」は、偽イシドールス教令集とならぶ中世最大の偽文書であり、ゼッケルは1896年にMGH事業にかかわって以来、この偽文書にかんする研究に20年以上を費やした。その成果は1901年から1917年まで8回にわたって順次『ノイエス・アルヒーフ』誌に投稿され、1914年にはH・ブルンナーの記念論文集にも別の論文が寄稿されている。本論文は、その第6回の連載分である。

5. ゼッケル 大学手帖

Akademisches Taschenbuch für Juristen. — Berlin, 1893/1845.

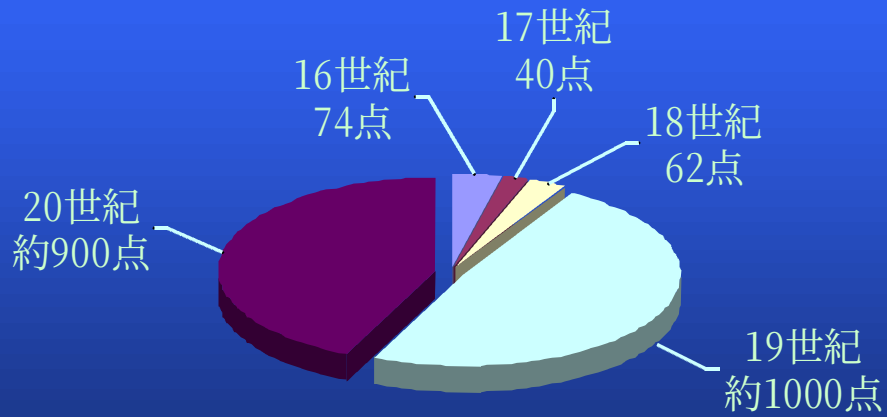
文庫にはゼッケルが生前使っていた手帖も10冊あまり含まれている。それは学期ごとに発行されるいわゆる大学手帖で、カレンダー形式の予定表があらかじめ刷り込まれ、ドイツ各大学の法学部や教授の住所も記載されている便利なものである。ゼッケルはこれをベルリン大学の私講師になる前から使っていたらしい。手帖にはポストカード、メモなどが挟み込まれているが、まれに本資料のような「落書き」もあって日頃の随感を知るうえで大変興味深い。この手帖には、救貧院らしき建物の上に立ち工場の煙突から出る煤煙を憎々しげに眺める死神や、顕微鏡、教会、謎の怪獣などが描かれている。

※上記16世紀の刊行書については本館の貴重図書に指定されているため、写真による展示となります。

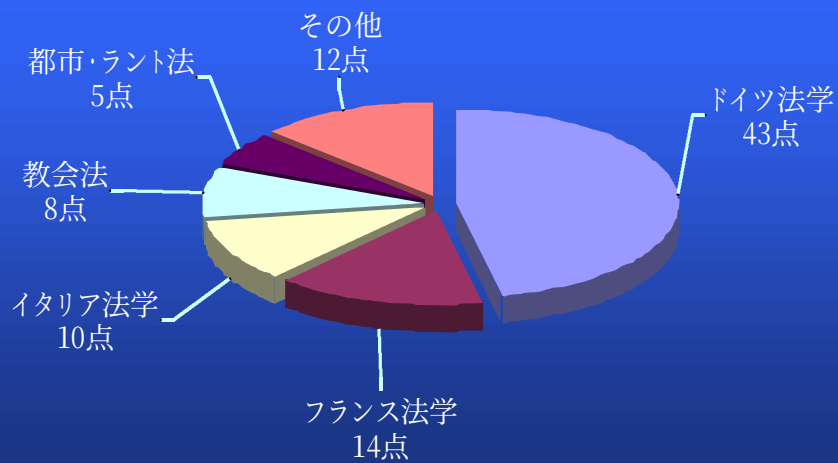
※資料保護のため期間中は予告なしに展示資料の入れ替えを行うことがあります。

ゼッケル文庫の図書構成

年代別構成 (16-20世紀)
2,166点中



分野別構成 (17-18世紀)
102点中



ゼッケル略年譜

年	歳	事 項
1864	0	ハイデルベルク近郊ノイエンハイムに生まれる（1月10日）
1882	18	チュービンゲン大学に入学
1883	19	ライプツィヒ大学に移り、ヴィントシャイトのパンデクテン講義を聴講
1886	22	チュービンゲン大学の懸賞論文「ローマ＝ユースティニアヌス法、並びに註釈学派・後期註釈学派の学説による財団設立」に応募。受賞する
1887	23	シュトゥットガルトにおいて実務修習生試験を受け、合格
1889	25	司法勤務を辞す
		ドイツ、フランス、イタリア各地の図書館・文書館で精力的に資料収集をおこなう（1895年まで）
1895	31	チュービンゲン大学において法学博士号を取得
		教授資格を取得。教会法学者ヒンシウスの招きでベルリン大学の私講師となり、終生ベルリンにとどまる
1896	32	H・ブルンナーの推薦によりMGHにて教会勅令集「ベネディクトゥス・レウィタ」の校訂編纂をはじめ
1898	34	ヒンシウスの娘パウラと結婚、のちに二児一女をもうける
		ベルリン大学において員外教授となる
		最初の論集を公刊（『中世両法史：ローマ・カノン法通俗文献の歴史について』）
1901	37	ベルリン大学において正教授となる
1903	39	ベルリン法学協会にて講演。「形成権」概念発表
1907	43	『ホイマン・ローマ法史料事典』の新編（『ホイマン＝ゼッケル』）の編集完了
1909	45	枢密司法顧問官となる
1912	48	プロイセン科学アカデミーに入会
		『Glossencorpus』（註釈学派の知識体系）の編纂開始
1914	50	第一次大戦勃発。これにより『Glossencorpus』の協力者が戦死。出版ならず
1915	51	ブルンナーの死去によりMGHの編纂主任となる
1916	52	『サヴィニー財団法学史雑誌』の共同編集者となる
1920	56	ベルリン大学総長（1921年まで）
1921	57	総長就任演説「世紀転換期におけるローマ法とその学問体系」
1923	59	結核の疑いからシュヴァルツヴァルトのサナトリウムに入院
1924	60	ケーニヒスベルク大学から名誉博士号授与
		肺腫瘍のため死去（4月26日） ベルリン近郊スターンドルフの墓地に埋葬される

発行日 平成 17 年 10 月 31 日

発行者 東北大学附属図書館

〒 980-8576

宮城県仙台市青葉区川内 27-1

<http://www.library.tohoku.ac.jp/>